

兵庫県告示第150号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年2月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 起業者の名称
揖保郡太子町
- 2 事業の種類
太子町保健福祉会館駐車場整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県揖保郡太子町老原字了源寺山地内
 - (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

太子町保健福祉会館駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、太子町が用地を取得し会館駐車場の整備を行うものであり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である太子町は、本件事業に必要な財源措置を既に講じるとともに、必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本事業の施行により、自動車での来館者の駐車スペースが確保できるとともに、駐車待ち車両が道路に滞留することによる緊急車両通行の妨げ防止や周辺道路の円滑な交通促進、地域住民等の生活安全確保等が図られることから、本事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に基づく環境影響評価が義務づけられた事業ではないが、本件事業が環境に及ぼす影響について起業者が任意に調査したところ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき指定される希少な動植物は確認されておらず、本件事業の施行による環境への影響は少ない。

文化財については、起業地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も存在していないため、保護に支障を及ぼすことはない。

これらのことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 起業地の選定について

起業地の選定にあたっては、会館の駐車場として必要な用地を確保するため、(1)社会的条件：①交通条件／会館に近接し、起業地から会館への進入において道路の横断がないこと、②環境条件／可能な限り民家等の一般住宅に面していないこと、(2)技術的条件：土地が平坦で、大規模な盛土造成工事や進入路の附帯工事が不要であること、工事施工に際して、地域住民に対する騒音、振動等の影響が少ないこと、敷地造成が容易であり、合理的な施設の配置ができること、(3)経済的条件：初期経費（工事費並びに用地費及び補償費）が経済的に優れていること、以上3つの観点から3案の候補地を選定している。

起業者は、候補地案について比較考量を行い、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの得られる公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、来館者の駐車スペースの確保、周辺道路の円滑な交通促進及び地域住民等の生活安全確保等が急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業により整備する駐車場は、来館者の駐車場利用実態を基に算出した必要台数に応じて設計され、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

また、起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

ウ 総合的判断

ア及びイで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

太子町役場生活福祉部さわやか健康課